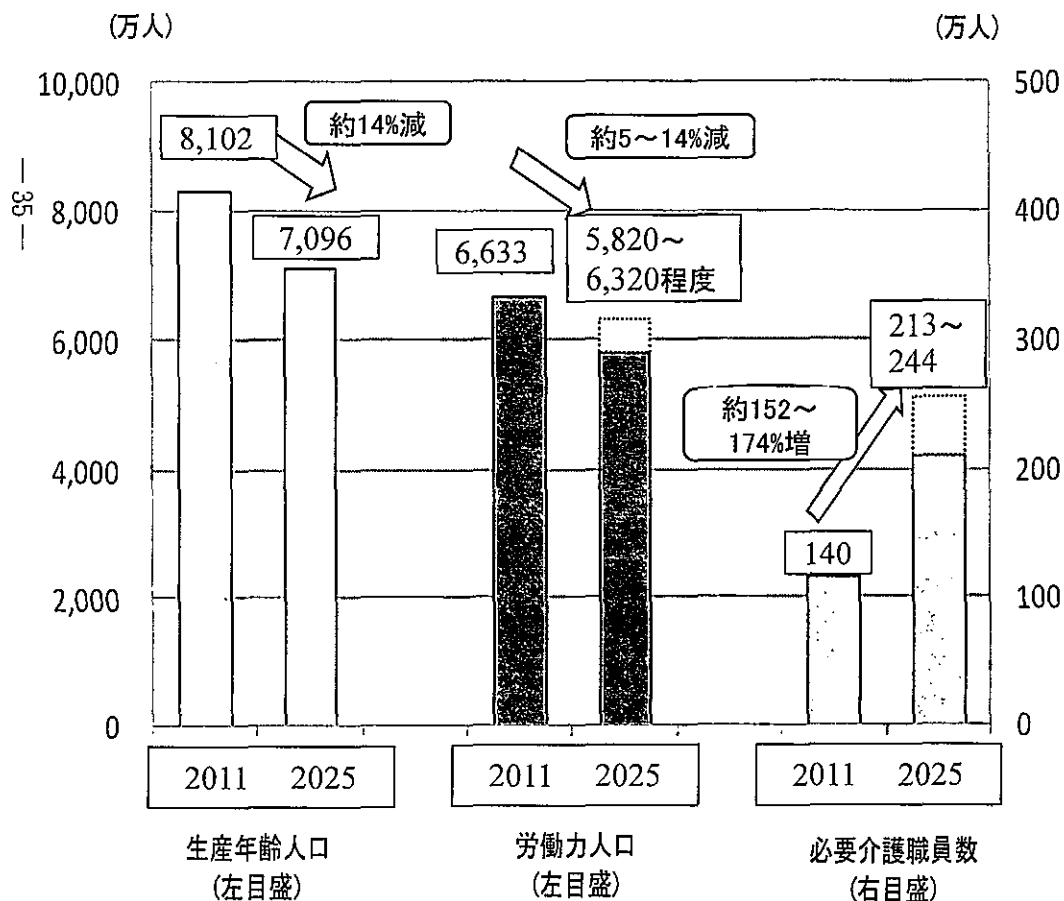


参 考 資 料

介護の担い手と介護職員の見通し

- 2011年から2025年にかけて、生産年齢(15～64歳)人口は約14%減少し、労働力人口も約5～14%程度減少すると見込まれる。一方、必要となる介護職員数は約152～174%増と推計される。
- この結果、現行のサービス水準を維持・改善しようとする場合、労働力人口に占める介護職員数の割合は、2011年から2025年にかけて、1.8倍以上になる必要があると見込まれる。

生産年齢人口、労働力人口、必要介護職員数の見通し(試算)



労働力人口に占める介護職員の割合

	2011年	2025年
介護職員数	140万人	213～244万人
労働力人口	6,633万人	5,820～6,320万人
割合	2.1%	3.7～3.9%

(資料出所)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18(2006)年12月推計)」

雇用政策研究会「労働力人口の見通し(平成19年12月)」

社会保障集中検討会議(H23.6.2)「医療・介護に係る長期推計」

総務省「労働力調査」

注) 2011年の労働力人口は、2006年の労働力人口が、2012年まで平均的に減少すると仮定して計算した場合の2011年の数値。

2025年の生産年齢人口は出生中位(死亡中位)推計の値。

労働力人口は2017年から2030年の「労働市場への参加が進んだケース」と「進まないケース」が平均的に減少すると仮定して試算したもの。

2025年の介護職員数は長期推計の現状シナリオ及び改革シナリオの値。

今後の介護人材養成の在り方について

(平成23年1月 今後の介護人材養成の在り方に関する検討会報告書概要)

1. 検討の背景

- 高齢化の進展や世帯構造の変化の中で、質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の安定的確保・資質向上が不可欠。介護福祉士については、資質向上を図る観点から、平成19年に法律改正し、資格取得方法を見直し。
- 一方で、地域によっては人材が不足している等の課題があり、介護人材の安定的な確保に向けた配慮が必要。

2. 報告書のポイント

- 1 介護人材の養成体系を整理し「初任者研修修了者→介護福祉士→認定介護福祉士」をキャリアパスの基本とする。**
⇒現在のホームヘルパー2級を「初任者研修」と位置付け。在宅・施設を問わず、介護職として働く上で基本となる知識・技術を修得する研修とする。介護職員基礎研修は、実務者研修に一本化。
- 2 実務者研修は、以下のように見直し。** (注)19年法改正により、国家試験を受験する実務経験者に義務付けられた研修
 - ア 研修時間は450時間**
⇒ 実務者研修の目標は、幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得。
研修に負担感を持つ者も多い現状を踏まえ、現場職員の意欲を減退させない配慮も必要であること等から、研修目標は維持しつつ、時間数を見直し。(19年法改正時は600時間を想定)
 - イ 働きながらでも研修を受講しやすい環境を整備**
⇒ 通信教育の活用、身近な地域で研修を受講できるための環境整備、過去に受講した研修(ホームヘルパー2級等)を読み替える仕組み、受講費用の支援 等
 - ウ 施行を3年間延期(24→27年度)** (28年1月予定の試験から適用)
- 3 介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの施行を3年間延期(24→27年度)** (28年1月予定の試験から適用)
- 4 介護福祉士資格取得者がステップアップできるよう、認定介護福祉士(仮称)の仕組みづくりを進める。**

今後の介護人材キャリアパス

【現在のキャリアパス】

資格取得後のキャリアパスに十分な仕組みがない！

介護福祉士

介護職員基礎研修
修了者

ホームヘルパー
1級修了者

ホームヘルパー
2級修了者

見直し

養成体系が複雑！

(養成施設ルート)

認定介護福祉士
(仮称)

介護福祉士

<実務者研修>

初任者研修修了者
(ホームヘルパー2級研修相当)

- 多様な生活障害をもつ利用者に質の高い介護を実践
- 介護技術の指導や職種間連携のキーパーソンとなり、チームケアの質を改善

- 利用者の状態像に応じた介護や他職種との連携等を行うための幅広い領域の知識・技術を修得し、的確な介護を実践

- 在宅・施設で働く上で必要となる基本的な知識・技術を修得し、指示を受けながら、介護業務を実践

介護福祉士の資格取得方法の見直しの延期について

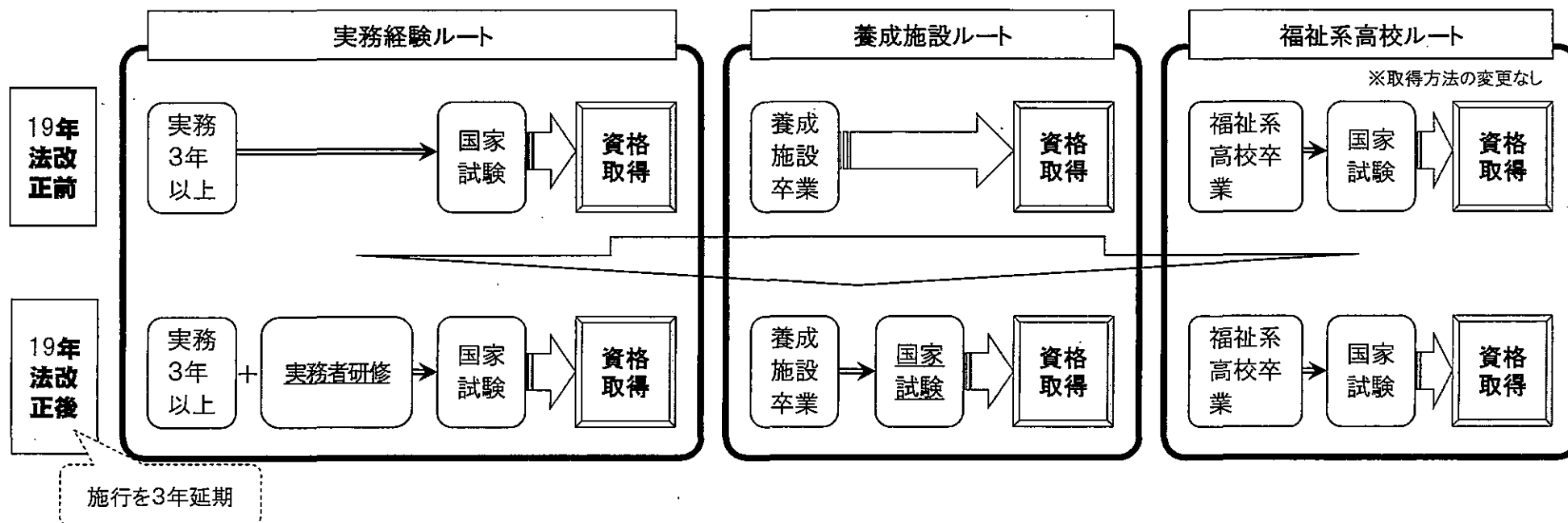
【平成19年の法律改正】

- 介護福祉士の資質向上を図る観点から、一定の教育過程を経た後に国家試験を受験する形に資格取得方法を一元化（平成24年度から施行予定であった）
- ① 実務経験者 … 3年以上の実務経験に加えて、実務者研修（6ヶ月研修）を義務付け
- ② 養成施設卒業者 … 国家試験受験を義務付け



【今後の対応】

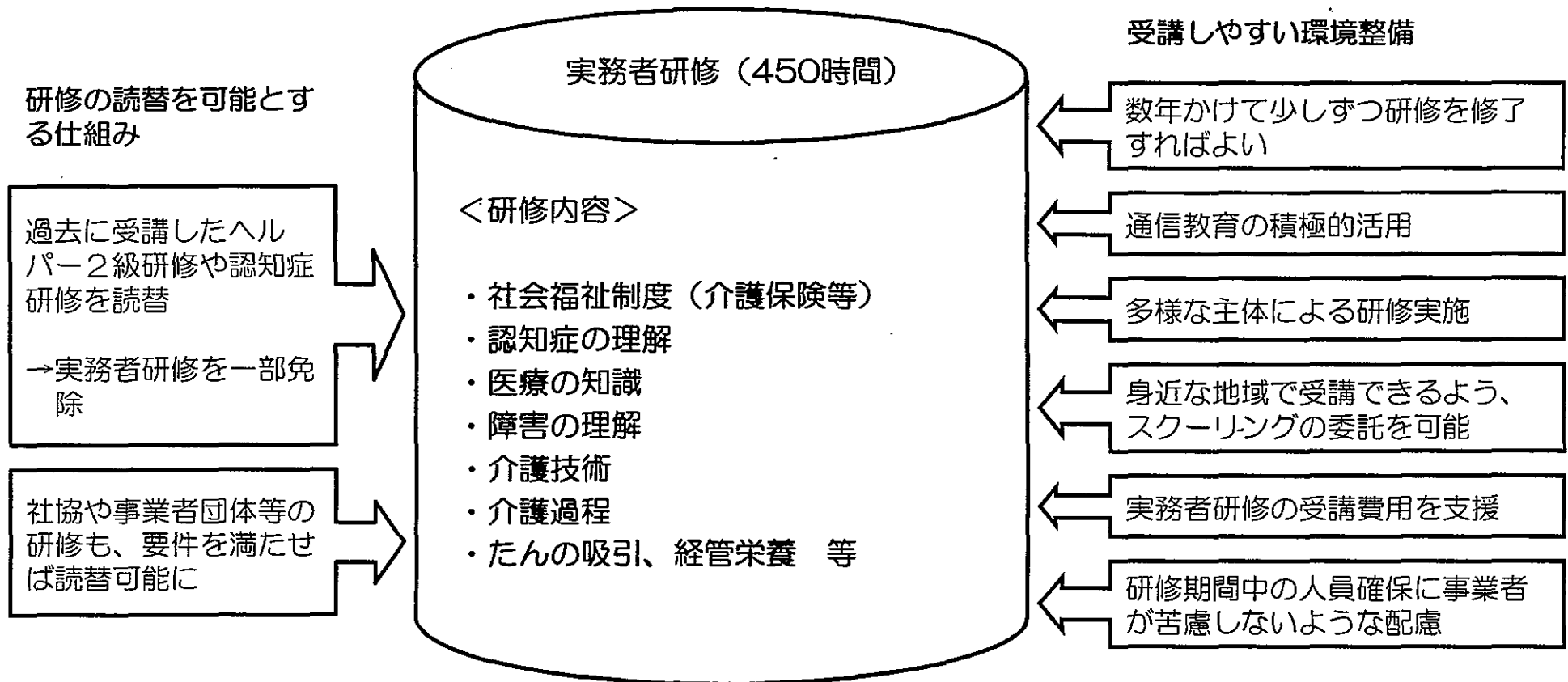
- 介護分野の人材不足等の中で、現場職員にとって実務者研修を受講しやすいものに再構成する。
働きながらも研修を受講できるよう、受講支援策の具体化や現場職員への十分な広報をしていくため、また、介護福祉士によるたんの吸引等の円滑な施行に向けて、一定の準備期間が必要。
- そのため、介護福祉士の資格取得方法の見直しについて、施行を3年間延期（24→27年度）。



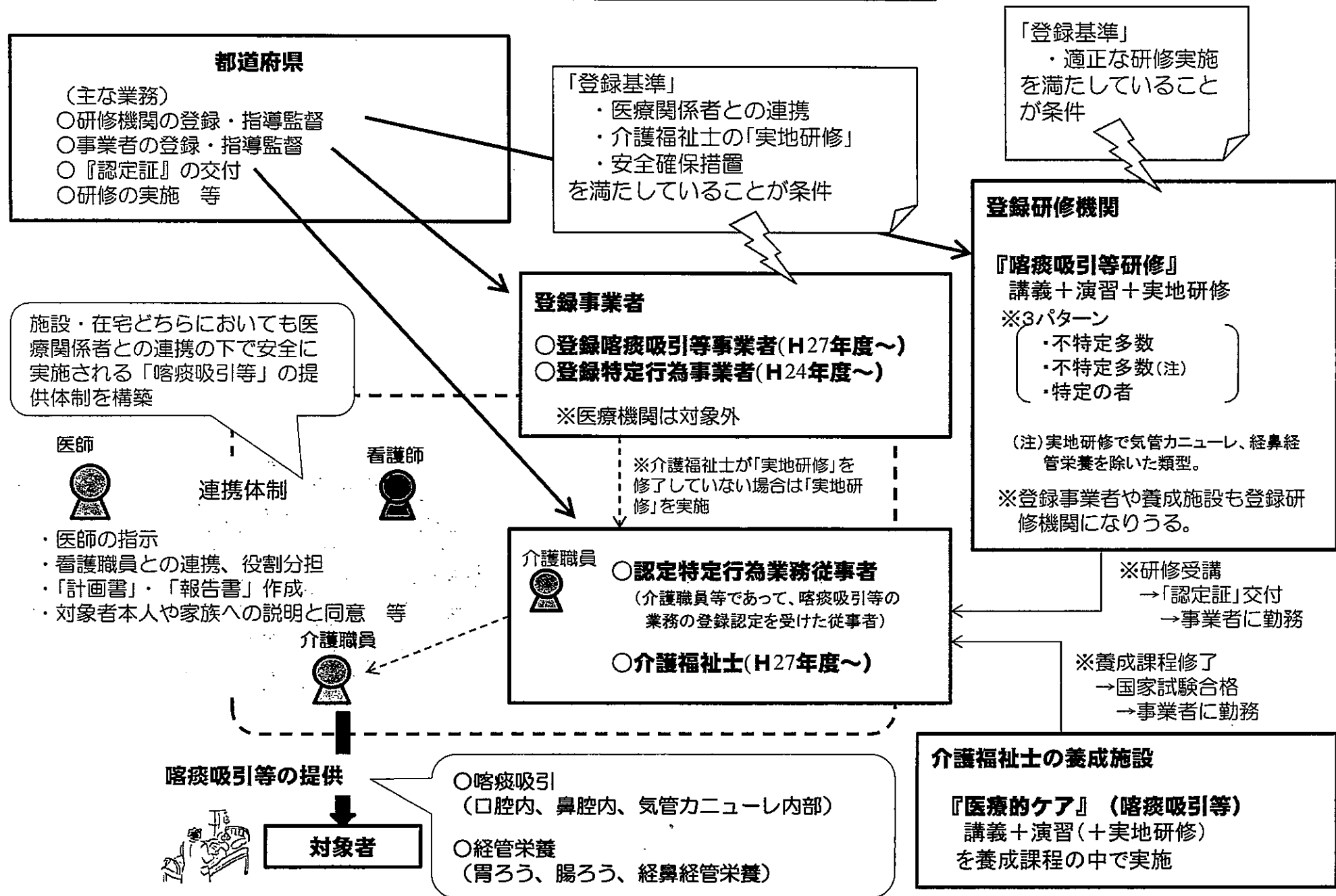
実務者研修のイメージ

【到達目標】

- 幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得
 - ※ 介護福祉士養成施設（２年以上の養成課程）における到達目標と同等の水準
- 今後の制度改正や新たな課題・技術・知見を自ら把握できる能力の獲得を期待



喀痰吸引等の制度（全体像）



介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について

(「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

趣旨

○介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。

☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為

○たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの

※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。

☆具体的な行為については省令で定める

- ・たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- ・経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

介護職員等の範囲

○介護福祉士

☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める

○介護福祉士以外の介護職員等

- ☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
- ☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

○たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

- ☆基本研修、実地研修を行うこと
- ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
- ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
- ☆具体的な要件については省令で定める
- ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録
(全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

- ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
- ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
- ☆具体的な要件については省令で定める
- ※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

＜対象となる施設・事業所等の例＞

- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
- ・ 障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
- ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
- ・ 特別支援学校

※医療機関は対象外

出典:介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

○平成24年4月1日施行

(介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)

○現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるように必要な経過措置

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令(概要)

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等による喀痰吸引等の実施を可能とすることに伴い、①喀痰吸引等の内容のほか、②喀痰吸引等の業務を行う事業者や介護職員等に対し研修を行う者について、都道府県の登録基準等を定める。

1. 喀痰吸引等の内容

- 喀痰吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- 経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)

2. 喀痰吸引等の業務を行う事業者の登録基準

(1) 医療関係者との連携に関する基準

- 医師の文書による指示、対象者の心身の状況に関する情報共有
- 喀痰吸引等の実施内容に関する計画書・報告書の作成 等

(2) 安全適正に関する基準

- 実地研修を修了していない介護福祉士に対し、医師・看護師等を講師とする実地研修の実施
- 安全確保ための体制の確保(安全委員会等)、感染症予防措置、秘密保持 等

3. 研修機関の登録基準

- 医師・看護師等が講師として研修(※)を行うこと
→ 研修の各段階において受講者の修得程度を適切に審査、修了者に対しては修了証の交付
- 十分な講師数、研修に必要な器具等の確保
- 研修修了者の氏名等を記載した帳簿の作成・保管、都道府県知事への定期的な報告 等

(※)研修課程については、

- ・ 第1号研修(1の喀痰吸引等の内容全てについて実地研修を行う)
 - ・ 第2号研修(1の喀痰吸引等の内容のうち、口腔内・鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養について実地研修を行う)
 - ・ 第3号研修(1の喀痰吸引等の内容のうち、特定の者に対する必要な行為について実地研修を行う)
- の3類型を規定。

施行日:平成24年4月1日

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について

○ 介護保険施設や障害者関係事業所等で喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するための研修を実施する。

○ 平成24年度予算額(案)

【都道府県研修】 たんの吸引等を行う介護職員等を養成するため、都道府県レベルにおいて研修を行う。

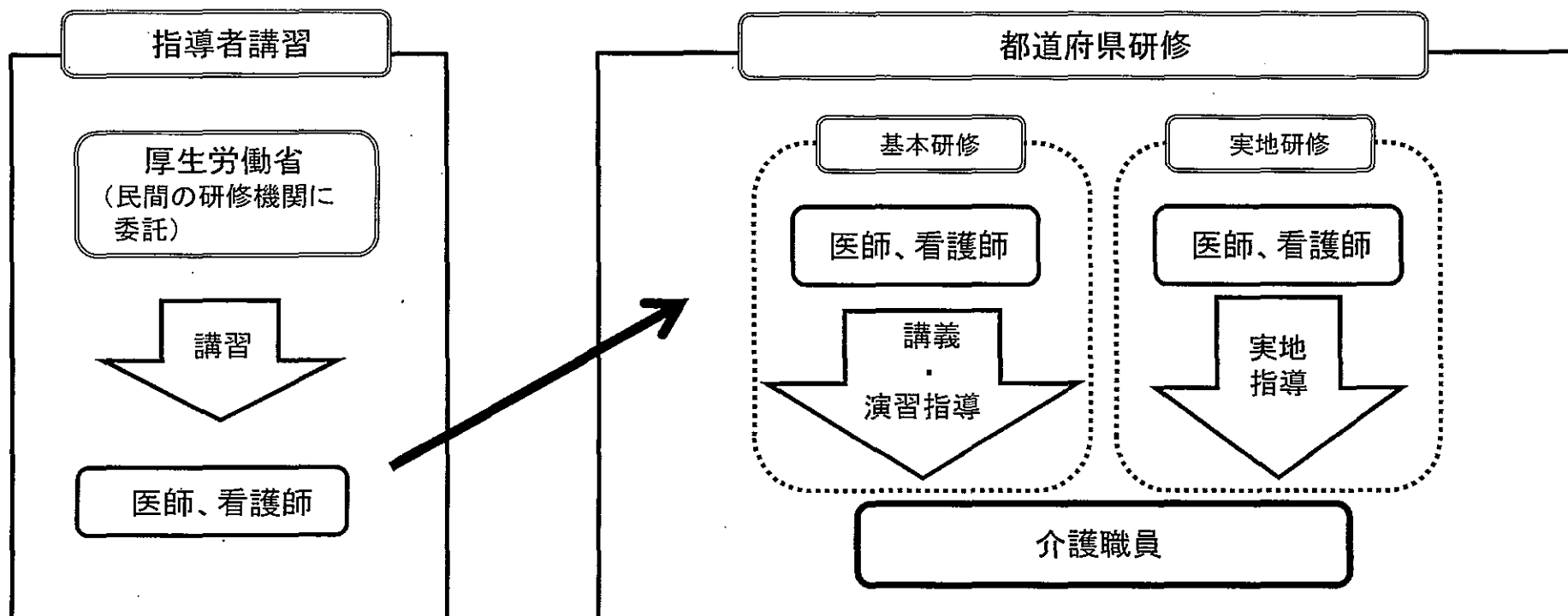
・予算額(案) セーフティネット支援対策等事業費補助金 237億円の内数

・実施主体 都道府県(民間団体に委託可) ・補助率 国1/2、都道府県1/2

【指導者講習】 都道府県レベルで、たんの吸引等に関する研修指導を行う医師・看護師に対し、必要な講習を実施。

・予算額(案) 19,705千円

・実施主体 国(民間の研修機関に委託して実施)



都道府県喀痰吸引等研修事業実施要領（案）

1 目的

介護職員等による喀痰吸引等がより安全に提供されるため、適切に喀痰吸引等の行為を行うことができる介護職員等を養成することを目的とし、研修事業等を実施する。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。ただし、喀痰吸引等の研修事業については、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる研修実施機関に委託できるものとする。

3 対象者

(1) 第一号、第二号研修

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、訪問介護事業者等に就業している介護職員等（介護福祉士を含む。）を対象とする。

(2) 第三号研修

障害者（児）サービス事業所及び障害者（児）施設等（医療機関を除く。）で福祉サービスに従事している介護職員等（介護福祉士を含む。）や、特別支援学校の教員、保育士等、特定の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者を対象とする。

4 事業内容

(1) 介護職員に対する喀痰吸引等の研修事業

a 第一号、第二号研修事業

特別養護老人ホーム等施設及び居宅において喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県単位で研修を実施する。

研修については「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成 23 年厚生労働省令第 126 号）の別表第一、第二に規定する基本研修（講義、演習）及び、実地研修を行う。研修の詳細な実施方法等については、別途定める喀痰吸引等研修実施要綱に基づき実施し、全課程を修了した者に対しては修了証明書を都道府県知事、又は、都道府県から研修の委託を受けた研修実施機関より交付する。

b 第三号研修事業

障害者支援施設等において喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県単位で研修を実施する。

研修については「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成 23 年厚生労働省令第 126 号）の別表第三に規定する基本研修（講義、演習）及び、実地研修を行う。研修の詳細な実施方法等については、別途定める喀痰吸引等研修実施要綱に基づき実施し、全課程を修了した者に対しては修了証明書を都道府県知事、又は、都道府県から研修の委託を受けた研修実施機関より交付する。

(2) その他の事業

a 都道府県「研修実施委員会」設置促進事業

喀痰吸引等の研修事業を効果的に実施するために、各都道府県において研修実施委員会を設置、運営する。委員会では研修機関の確保も含めた平成 24 年度の研修実施計画を策定する他、研修指導者の選定や研修で用いる教材の選定等を行う。

b 指導者育成事業

介護職員に対する喀痰吸引等の研修において指導にあたる者に対して、第一号、第二号研修については、国の指導者講習を受講した者による事前の講習会（伝達講習）を実施する。また、第三号研修については、国から提供する教材等を用いた都道府県による指導者講習、又は、自己学習を実施する。

c その他

都道府県喀痰吸引等研修の円滑な実施に必要と考えられる事業。

5 その他

(1) 別途定める研修実施要綱は、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（平成 23 年 11 月 11 日社援発 111 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づく喀痰吸引等研修実施要綱とする。

(2) 経理については、「4 事業内容」に掲げる区分（a、b 等の最小事業単位）ごとに管理するものとする。

(3) 本事業終了後は、交付に係る報告書の他、別途定める様式に従って研修修了者数等について報告を行うこと。